

- §1 導入 指示の問題と述定の問題
- §2 コリングウッド・テーゼの説明
- §3 コリングウッド・テーゼの「推論」の観点からの証明
- §4 CTから帰結する意味論 (今回はここから)

【先週のミニレポートの課題への答え】

<概念とイメージをどう区別するのか? >

学生主な回答

概念は、...	イメージは、...
言語的なもの	非言語的なもの
完全に純粋に言語的なもの	多少なりとも知覚を必要とするもの
統語論的な構造を持つ	統語論的な構造を持たない
絵や図と同定不可能	絵や図と同定可能
理由の空間に存在する	理由の空間に存在しない
様々な同種のイメージから共通部分を抜き出したもの	個別の具体的な体験から得られた感覚、知覚
社会で平均化されたイメージ	主観的
理解されるもの	個人に抱かれるもの
表出しない内にあるものとして存在するもの	外に表出してくるもの
具体的個別的に考え出せるもの	抽象的あるいは集合的物体しか考え出せないもの
事物から具体性を捨象して抽象化したもの	心に想起されるものだが基本的には具体的なもの
イメージを種類ごとにまとめることができるもの	頭の中で思い浮かべることができるもの
人々に共有されるのが概念	イメージが概念に昇格する
客観的なもの	主観的なもの
イメージがいくらか集まった集合体	
全体的、包括的なとらえ方の枠組み	個別的、具体的な事物の像
トークンの積み重ねによって、タイプが形成されるもの	トークンの蓄積を必要とせずともタイプが形成されるもの

●入江の回答

先週の講義では、知覚と記憶とイメージの区別があいまいでした。これらをすべてイメージ（心像）と呼んでいたからです。結論は、変わらないのですが、まずこれらを区別して、別々に論じた方がよかったと思います。そこで、まず次のように分けたいと思います。

- ①対象（ある馬）
- ②知覚は対象の現実に見ている知覚像（その馬の知覚像）
- ③記憶は知覚を想起した記憶像（その馬の記憶像）
- ④イメージは(狭い意味では)、知覚像とも記憶像ともことなる心の中で作り出した像(馬のイメージ)
 (もちろん、記憶像ではない、馬のイメージ、といっても、具体的な馬の知覚やその記憶像ではないとしても、それらなしには、馬のイメージを作ることができないだろうから、それらが参考になっている。)

しかし、この④は個体ではない。

「一つの心像が個体的であるといわれるのは、それがあらゆる点で絶対的に限定されたものだという意味においてである。つまりその心像に、あらゆる性質が、肯定あるいは否定の形で述語づけら

れるという意味においてである。こういった説のもっとも有名な代弁者のことばをかりれば、人間の心像は「白いか、黒いか、黄色いかでなければならず、大柄か小柄か中背かでなければならない」(原注、バークリ『人間知性論』序論第十節)(パース「人間記号論の試み」(原題「四個の能力の否定から生じる若干の帰結」) 上山春平、山下正男訳『パース、ジェイムズ、デューイ』中央公論世界の名著 155)

「三角形の「観念」は鈍角三角形でもなく直角三角形でもなく鋭角三角形でもないというロックの命題ほど、心像の支持者たちによって攻撃されたものはなかった。三角形の心像は、三つの角のおのおのが何度何分何秒までわかっていなければならないのというのである。

しかし、かりにそれが本当だとすれば、だれひとり、自分の勤め先までの道筋の本当の心像といえるものをもちえないということは明らかである。なぜなら人は、そういった道筋を再認できるだけでなく、それをあらゆる細部にわたって(正しいか誤っているかはさておいて)思う浮かべることができるのでなければ、いかなる心像ももつことができないからである。」(155)

パースは、さらに、③も②も個体ではないと言います。

「わたしはさらに、わたしたちが現に知覚しているときでさえ、いかなる心像をももっていないと主張したい。このことは視覚について証明するだけで十分だろう。」157

ここでいう「心像」とは完全に限定された個体としての心像です。

「それらの先行の感覚から直ちに、心像、つまり完全に限定された表象がうまれてくると考えるのは誤りである。事物の外観として眼に映るものは、実は、理性が、そういった先行の感覚からの推論によって作り上げたものなのである。」

ここでいう「推論」とは **abduction** です。

これら3つを合わせて広い意味で「イメージ(心像)」と呼ぶことにします。このような「心像」は、バークリが考えたような個体ではありません。つまり、鈍角三角形でもなく直角三角形でもなく鋭角三角形でもない三角形の「心像」は存在可能です。この点で、概念「三角形」と同様です。概念「三角形」もまた、概念「直角三角形」でも概念「鋭角三角形」でも概念「鈍角三角形」でもありません。

■概念とイメージの差異の説明

・概念「三角形」と「直角三角形」は、類と種の関係にあります。つまり概念「三角形」は概念「直角三角形」を包摂し、概念「直角三角形」は概念「三角形」に内属します。しかし、直角三角形でも、鈍角三角形でも、鋭角三角形でもない三角形のイメージは、直角三角形のイメージを包摂するものではありません。そこには、類と種の関係はないとおもいます。

・前回、提案1を否定しましたが、提案1は正しい、と訂正したいと思います。

「提案1：概念とイメージは、タイプとトークンの区別をもつか持たないか(イメージにはこの区別がない)で区別されるだろうか。しかし、鉄腕アトムTMのイメージには、タイプとトークンの違いがあるのでないだろうか。イメージが個体ではないとすると、鉄腕アトムTMの個々のイメージをトークンとするタイプとしてのイメージを想定できそうだ。」

鉄腕アトムTMのイメージは多数あります。漫画のコマが20あれば、そこには少なくとも20のアトムTMのイメージがあります。我々は、それらのどれとも異なる<抽象的な?>アトムTMのイメージ(上記の三角形のイメージのような)を持つことができるかもしれません。しかし、それアトムTMのイメージと、20コマの20のイメージは、類と種の関係にあるものではありません。

タイプとトークンは、類と種、類と個体の関係にあるので、そのような論理的な関係に立ち得るものでなければ

なりません。そのようなものは、概念的なもの(=言語的なもの)です。イメージは、概念的なもの(=言語的なもの)ではないので、タイプとトークンの関係に立ちえません。

・概念は、言語的ですが、イメージは非言語的ですが、そこから、概念と概念の間には、矛盾、反対、交差、包摂、内属などの関係が成立しますが、イメージの間にはこれらの関係は成立しません。それは、二つの物的対象の間にこれらの関係が成立しないのと同様です。

・トークンとタイプの区別があるかどうか、概念的(=言語的)であるかどうか、論理的な関係に立ち得るかどうか、これらの指標は、同値です。

派生する問題:「概念は、公共的、社会的なものです、それに対してイメージは、私的、主観的なものでしょうか」

予想される反論:交通標識や阪大のマークや星条旗は、公共的に通用するイメージだと言えそうです。このような例には、文字も含まれます。「イ」という文字は、公共的に通用するイメージです。

予想される応答:公共的なイメージは、一定の意味を付与されたイメージである。20個の図像が、「阪大のマーク」というまとまりを形成するのだとすると、それは、20の牛の絵が、牛の絵という集合を形成するのと同じである。つまり、その集合は言語ないし概念によって成立している。公共的に通用するイメージは、記号として通用するものであり、それは概念によって可能になっている。

<「概念心像結合説」への批判>

・イメージできない概念もある

(入江の返答:そのとおりです。観察報告に使われる概念だけを問題にしています。)

・気づきの理解は何によって得られるのでしょうか?

(入江の返答:

<わからない言葉の質問:口頭で答えます>

・言明とはなにか?頭の中で思っていることなのか?

・観察行為と経験主義の関係がよくわからない。

・全称文と定義を表す文の関係は?

・「言葉の綾」は考察対象外になるのでしょうか。

[補足]

1、ある意味で、観察報告は常に推論の結論でもある

ある対象を見て「これは赤い」というとき、この観察報告は、推論によらずに生じているのでしょうか。答えは、「イエス」です。その対象を見て観察報告として生じる文は、他にも多数可能です。「それは青いですか」と問われたならば、その対象を見て「これは青くない」と答えるでしょう。「それは黄色いですか」と問われたならば、「これは黄色くない」と答えるでしょう。「それは三原色の一つですか」と問われたら「これは三原色の一つです」と答えるでしょう。「それはリンゴの色ですか」と問われたら「これはリンゴの色です」と答えるでしょう。「それはバラの色ですか」と問われたら、「それはバラの色です」と答えるでしょう。

「これは青くない」

「これは黄色くない」

「これは三原色の一つです」

「これはリンゴの色です」

「これはバラの色です」

これらの観察報告から「これは赤い」と推論できるでしょう。これと同様の手続きによって、どのような観察報告も他の観察報告から推論できます。もし他の多数の観察報告からの推論の結論と、ある観察報告が矛盾するならば、その観察報告には見直しが必要になります。この意味で、観察報告もまた推論の帰結です。

このように、ある意味で、観察報告は、常に推論の結論である。しかし、このことから、観察報告は、推論の結論としてのみ意味を持つとは言えない。しかし、先に述べたように、観察報告が、問いに対する答えとして成立し、問いに対する答えとしてのみ意味を持つといえるだろう。

(ここでの議論と先週の議論の区別について。前回は、観察文が、観察分以外の文からの推論の結論となることがある、と述べました。今回は、観察文が、同じ観察によって生じる別の観察文からの推論の結論となることがある、と指摘しました。前回のケースでは、<(実際には観察によって得られたのではないのですが)観察文の理解は、推論の結論として理解することである>ということになります。)

§4 CTから帰結する意味論

1、言語哲学の仕事

言語学の研究領域のうち、音韻論、個々の言語の語彙論、文法論は、(例外はありますが)言語哲学が扱わないテーマです。言語学と言語哲学の研究が重なるのは、意味論、語用論の領域です。(この領域の研究は、交流、融合を進めてゆかなければならないだろうと思います。意味論研究では、言語学と哲学と認知科学の交流融合が必要になります。また、音韻論から語用論まで、言語学の全般にわたって、コンピュータサイエンスとの結合が重要になっています。)

言語哲学が特に重要視してきた問題は、次の二つです。

- ①指示の説明。語によって対象を指示することがどのようにして可能になるのか。とりわけ指標詞や固有名の分析。
- ②述定の説明。語の意味から文の意味がどのようにして合成するのか。

これに次の二つを加えることもできます。

- ③言語行為論 (語用論)
- ④隠喩論

2、述定の問題の解決

・通常の言語学(?)では、文の意味を考えると、それが語の意味と文法からどのようにして構成されるかを考えるだろう。

(1) 真理条件意味論は、文の意味はその文が真となる条件(真理条件)であると考え。

デイヴィッドソンは、述定の問題は、T文によって与えられていると考える。

「SはPである」が真であるのは、「S」の指示対象が、「P」の集合に属するとき、その時に限る。(真理条件意味論の一種だといえる可能世界意味論は、文の意味はその文が真である可能世界の集合であると考え。)

(2) 正当化主義意味論では、文の意味はその主張が正当化される条件であると考え。

ダメットは、述定の問題は、T文のよって解決されると考えるのかもしれない。ただし、真理条件は検証可能でなければならないと考える。

(3) 私は、述定の問題は、すべての文が同一性を主張していると考えることによって、解決できると考える。このことを、この§3で説明したい。

3、同一性言明のテーゼ「すべての言明は、本来同一性言明である」の証明

ここでは、CTからまず次のテーゼが帰結することを証明したい。

同一性言明のテーゼ「すべての言明は、本来同一性言明である」

(A)用語の説明

言葉の使用法として、「文」(sentence)と「命題」(proposition)と「言明」(statement)の関係は、文の意味が命題であり、文の発話(とりわけ平叙文の発話)が言明であると見なされることが多い。これと同様の仕方、「疑問文」と「問い」と「質問」の関係を考えている。つまり疑問文の意味が問いであり、疑問文の発話が問いないし質問(他者に向けられた発話の時)であるとしておきたい。

我々は疑問文を補足疑問文と決定疑問文に区別できる。補足疑問文とは、「何」「どれ」「どこ」「いつ」「なぜ」「どのように」「どれだけ」などの疑問詞を用いる疑問文、英語でいうwh-questionである。決定疑問文とは、英語で言う yes-no-question である。補足疑問文の発話と決定疑問文の発話をそれぞれ「補足疑問」と「決定疑問」と呼ぶことにしたい。

(B) 証明の手順

問答の同一性テーゼを証明するために、ここでは補足疑問文と決定疑問文に分けて、それぞれ次のことが言えることを証明しよう。

(1) 全ての問いは指示を求めている。

問いを理解するとは、それがどのような対象の指示を求めているかを理解することである。

(2) 問い求められるものの記述句と答えは、同一対象についての異なる表現である。

(3) 問い求められるものの記述句と答えを結合する完全文は、同一性文である。

補足疑問文と決定疑問文についてそれぞれ以上の3つが証明できるならば、そこから次のことが言えるだろう。

(4) (質問以外の) 全ての言明は、少なくとも潜在的には、同一性文の言明である。

(C) 補足疑問に関する証明ないし確認

(1) 全ての補足疑問は指示を求めている。

補足疑問文は、フレーゲの言う意味での述語の不飽和によく似た性質をもっており、それを飽和させるために指示を求めている。自問するときの補足疑問は自分で対象を探求しており、他者に尋ねるときの補足疑問は、他者に対象の指示を求めている。これへの返答を自分で見出すときには、対象を見つけている。これへの返答を他者に伝えるときには、他者に対象を指示している。あるいは他者が対象を見出すための手がかりを与えようとしている。どちらにせよ、補足疑問を理解するとは、どのような対象を求めているのかを理解することである。

(2) 問い求められるものの記述句と答えは、同一対象についての異なる表現である。

補足疑問を問われた者が、返答できるためには、補足疑問は返答者がどの対象を指示すべきかを指示しているはずである。なぜなら、そうでなければ、返答することが出来ないからである。つまり、補足疑問は対象の指示を求めているのだが、しかしそれを返答とは異なる他の仕方ですでに示している。つまり、補足疑問と返答は、異なる仕方ですべて同一対象を指示している。次の例で確認しよう。

「世界でもっとも走るのが速い人はだれですか」「ボルトです」

「あなたはどこの出身ですか」「ヨーグルトで有名な国です」

「あの地震が起きたのはいつでしたか」「10年前の明日です」

これらの補足疑問と返答は同一の対象の異なる指示を与えており、それは次の同一性文によって明示できる。

「世界でもっとも走るのが速い人＝ボルト」

「問の受け手の出身場所＝ヨーグルトで有名な国」

「あの地震がおきた時点＝10年前の明日」

補足疑問を発する者が意図していることは、彼が求めている対象を指示する別の表現を求めることではなく、対象そのものにとりつくことである。返答者がたまたま言葉で返答するとき、問うものが、その対象にとりつきのを助けるための手がかりを言葉で与えているにすぎない。問う者の注意も答えるものの注意も、言葉には向かっておらず対象に向かっている。しかし第三者から見れば、そこに生じていることは、同一性文を共同で作ることである。(同一性文とは、 $a=b$ という形式の文のことである。) これらは、すべてフレーゲの有名な文

「ヘスペラス＝フォスフォラス」

と同じ形式を持つ。左右の語は、Bedeutungが同一で、Sinnが異なる。

(3) 問い求められるものの記述句と答えを結合する完全文は、同一性文である。

補足疑問の問いは指示を求めており、答えはその指示を与える。答えは、問との繰り返しをさけた最も短い形式において、問が求めている対象の指示を与えている。問いと答えは同一性の関係にある。たとえば、

「世界最速のランナーは誰ですか」「ボルトです」

この返答を完全な形式で表現すると

「世界最速のランナーは、ボルトである」

となる。これを「完全文」と呼ぶことにしたい。これは、同一性言明であり、次のように表現するとさらに明確になるだろう。

「世界最速のランナー＝ボルト」

本日のミニレポート課題：

- 1、上記のような「問い」と「答え」と「完全文」の例を書いてください。
- 2、異論、反論を書いてください
- 3、もしあれば、説明がほしい言葉、を書いてください。

(4) 「何」疑問の場合の問題: 「何」疑問の答えは、多くの場合、主語述語文である。

「これは何ですか」と問われて、「それはリンゴです」と答える場合のように、「何」疑問の答えは、多くの場合、一般名となる。したがって、その答えを完全に表現すると、多くの場合、主語述語文になる。

問題「主語述語文が答えとなる時、これを同一性文に還元することができるだろうか？」

(もしこの還元ができなければ、「同一性言明のテーゼ」を証明することはできない。)

(a) 「何」疑問の特徴1: 「何ですか」という問はあいまいな問いである。

「これは何ですか」という問いに対して、ある場合には、「それはリンゴです」が答えになりうる。しかし、この問いに対して答える仕方は、無数にある。同一の状況においても、「それは果物です」「それは食べ物です」「それは私のお昼御飯です」「それは私がかかったものです」「それはビタミン豊富です」などが可能であるかもしれない。そこで一つの答えを与えるときには、同時にその問いを限定して答えているのだといえる。

「その果物としての種類＝リンゴ」

「それはリンゴです」はあいまいな問いに対する答えなのであり、問を厳密にすることによって、同一性文になる。

別の例: 「これはなにですか」と問われて「バラです」と答えたとき、相手が次のようにいうかもしれない。「バラなのは、わかるのですが、何というバラなのですか」と言われたら、私は「それは、●●バラなのです」と答えるかもしれない。あるいは、相手は次のようにいうかもしれない「いいえ、そういうことでなくて、これは他の違った鉢に入っているのですが、売り物なのですか」「なに」疑問は、あいまいな問いである。それが何を問うているのかを、

聞き手は推測する必要がある。

もしこのようなあいまいさを避けようとすると、どのように問うべきだろうか。「これは、何というバラですか」「これはバラ科の中のなんという種名ですか」「このバラの学名は何ですか」この場合の答えは、「このバラの学名＝・・・バラ」という同一性言明になる。

(b)「何」疑問のあいまいさを排除して、答え方が一つにしか決まらないようにする方法1:「何」疑問以外の疑問文にすること

①「どれ」疑問にすることができれば、選択肢は与えられているので、明確になる。

②決定疑問にする場合

「これは何ですか」という問いがあいまいだったので、「これは売り物ですか」という問いに言い換えるでしょう。この時には、決定疑問になり、これが真理値を問うている問だとすると、同一性言明になる。「これは売り物です」の真理値＝真」のようになる。(これについては、後で考察する)

「なぜ」疑問は、「原因は何か」「理由はなにか」「根拠は何か」などの「なに」疑問に書き換えられるので、「何」疑問を「なぜ」疑問にすることはできないだろう。「どのようにして」疑問もまた、「仕方はなにか」「経緯は何か」などの「なに」疑問に書き換えられるので、「何」疑問を「どのようにして」疑問にすることはできない。

(c)他の疑問文への書き換えができないときに、「何」疑問文をより明確にする方法2:観点を加えること

「これは何ですか」→「これは、色に関して、何ですか」「この色は何ですか」

「首相のあの発言は何ですか」→「首相のあの発言は、意図に関して、何ですか」

このように観点を付加した「何」疑問は、さらに、「この色は何ですか」とか「首相のあの発言の意図は何ですか」という問いと同義である。しかしこれらは、曖昧な部分を残す問いである。

「この色は何ですか」と尋ねられたときに、色について、どの程度細かな色の名前を提供すべきか、あいまいな部分がのこる。「首相の発言の意図は何ですか」と尋ねられたときに、どの程度細かな情報を提供すべきか、あいまいな部分が残る。

前者の場合、さらに限定して「この色の光の周波数はなにですか」とすると、その答えは同一性文になるだろう。後者の場合も、その答えが「首相の発言の意図は、国会終了後に退陣するということです」の場合には、同一性文である。

問題1「何」疑問文は、以上の二つの方法で、同一性文を答えとする問いに変換可能であろうか、それともどうしても曖昧な問いにとどまり、答え方が一つだけに限定されることはなく、その答えが主語述語文にとどまる場合があるのだろうか？」

問題2「多くの場合の「何」疑問文は、あいまいであり、その答えは主語述語文になる。そのようなあいまいな疑問文が使われる理由はなにだろうか？」

問題3「主語述語文を、同一性文として解釈することは可能だろうか？」

これらについて、来週考えたい。